

平成18年度 第1回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成18年10月10日（火）15：00～17：30

II. 場 所：高圧ガス保安協会第6会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員 長：小川

副委員 長：吉川

委 員：大谷、川原、石崎、堀、小泉、飯田、片村、加藤、農頭、井波、  
宮崎

K H K：鈴木、長榮、飯沼、小山田、鳥越

IV. 配付資料

資料1 移動容器規格委員会委員名簿（案）

資料2 定款

資料3 技術委員会の組織及び規格策定プロセスについて

資料4 テクニカルレビュー・プロセスレビューについて

資料5 技術委員会規程

資料6 技術基準作成基本方針

資料7 規格委員会規程について

資料8 規格委員会規程

資料9 技術基準策定手順書（案）

資料10 移動容器規格委員会における技術基準整備計画（案）

資料11 液化炭酸ガス容器用安全弁基準に係る分科会の設置について

資料12-1 高圧ガスタンクローリ再検査基準に係る分科会の設置について

資料12-2 高圧ガスタンクローリ再検査基準KHKS0150

資料13-1 一般継目なし容器再検査基準の改正について

資料13-2 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準KHKS0151

資料13-3 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準KHKS0152

資料14-1-1 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準KHKS015の廃止について

資料14-1-2 FRP複合容器再検査基準KHKS016の廃止について

資料14-1-3 液化石油ガスタンクローリ再検査基準KHKS0604の廃止について

資料14-2 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準KHKS015

資料14-3 FRP複合容器再検査基準KHKS016

資料14-4 液化石油ガスタンクローリ再検査基準KHKS0604

## V. 議事概要

### 1. 挨拶

開催に先立ち、高圧ガス保安協会機器検査事業部長鈴木より挨拶があった。

### 2. 委員紹介

資料1に基づき委員の紹介が行われた。

### 3. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は13名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。

### 4. 技術委員会・移動容器規格委員会の概要及び規程について

事務局が資料2から資料8に基づき、技術委員会の組織、規格策定プロセスの導入、規格委員会の役割等について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●委員会の可決の条件が過半数、3分の2、5分の4、全員一致と幾つか見られる。分かり易い表等はないか。また、全員一致は厳しくないか。

→可決の条件は、事務局の方で案内する。条件は議案の重要性により多少変化が見られる。全員一致は一見厳しいように見られるが、少人数で行われるものであるため、問題ない。

●書面投票又は挙手とする条件はどのようになっているのか。

→基準の制定、改正、廃止に係るものは書面投票である。書面投票であるかの条件は規格委員会規程第19条に定めがある。また、挙手による採決を行う場合委員長は十分意見の交換が行われているかを確認した後採決を行う必要がある。

### 5. 委員長の互選、副委員長の指名

委員長互選の結果、小川委員が委員長に選任された。小川委員長が吉川委員に副委員長をお願いしたい旨発言し、吉川委員がこれを了承し、副委員長に就任された。

### 6. 技術基準手順書（案）について

(1) 事務局が資料9に基づき、技術基準策定手順書（案）について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●アソシエートとあるのは協力者という理解でよいか。

→よい。

●オブザーバーの定義はあるのか。また、発言は認められるのか。

→技術基準策定手順書第8条に規定がされている。オブザーバーには開催案内は行わない。アソシエート、オブザーバーのいずれも委員長の承認により発言することが出来る。

●書面投票結果の保管期間が永久となっているが永久でよいのか。

→永久保管でよい。

(2) 以上の質疑応答の後、資料9の技術基準手順書(案)について採決を行った結果、出席委員(13名)の過半数(7名)の賛成(満場一致)により可決された。

## 7. 技術基準整備計画(案)について

(1) 事務局が資料10に基づき、技術基準整備計画(案)について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●これらの計画は本委員会の上部委員会である技術委員会が決定し、本委員会はその方針に基づき基準の改正等を審議するだけか。

→本計画は本来、規格委員会で審議した結果を技術委員会に提案し、技術委員会がオーソライズするものである。技術委員会は、計画通り改正等が実施されているかをマネジメントする。

計画に記載されていなくても、規格について制定、改正の必要があれば、規格委員会にて審議した後実施することができる。

●廃止と書かれた基準のうち使用されているものもある。この計画を承認すると廃止されるのか。

→廃止については別途審議を行う。ここでは計画に記載された基準についての検討日程が良いかを審議するものである。あくまでも備考に廃止と書いた3つの基準は事務局は廃止の方向で検討したい旨を告げているにすぎない。

●原案作成は分科会のみが行うのか。

→規格委員会で行うことも可能である。

●例えば規格委員としてではなく個人としての基準作成の場合があっても良いと理解しているが間違いないか。

●規格委員が個人として規格を作成すると委員会における中立性に問題があるのでは。

→個人で基準作成させることは問題ない。書面投票には投票除外と言う制度を設けており自ら投票をすることが適切でない場合はこれを利用してほしい。

たとえ、投票除外されたとしても業種バランスを要求しており問題ない。

●技術基準以外の基準も審議するのか。

→原則、本委員会はKHKS(規格、基準、指針)、KHK Interpretations、KHKTD

について審議を行う。

●規格の素案はある期間を設けて募集するのか。

→期間は設けない。いつでも受け付ける。関係団体として素案があれば提案してほしい。

(2) 以上の質疑応答の後、資料10の技術基準整備計画(案)について採決を行った結果、出席委員(13名)の過半数(7名)の賛成(満場一致)により可決された。

#### 8. 液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会の設置について

(1) 事務局が資料11に基づき、液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会の設置及び委員予定者について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●耐圧試験圧力を変えることはできないのか。

→省令で規定されており、変えることはできない。よって、安全弁の作動圧力の変更で対応することを考えている。

(2) 資料11の液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会の設置について採決を行った結果、出席委員(13名)の過半数(7名)の賛成(満場一致)により可決された。委員長が、当該分科会の主査として井上東京工業大学教授を指名した。

#### 9. 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会の設置について

(1) 事務局が資料12-1に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会の設置及び委員予定者について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●5年まだ経過していないようだが改正を行うのか。

→法改正等があり改正を考えている。

(2) 資料12-1の高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会の設置について採決を行った結果、出席委員(13名)の過半数(7名)の賛成(満場一致)により可決された。委員長が、当該分科会の主査として川原委員を指名した。

#### 10. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について

(1) 事務局が資料13-1に基づき、空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

●片方の基準は空気呼吸器用と言う用途を、片方はアルミニウム合金製と材料を示している。両方の基準の適用範囲に重なりはないのか。アルミニウム合金製以外の容器で空気呼吸器に使わないものはないのか。

→それぞれ適用範囲に対象を規定しており、重なりはない。鋼の継目なしで空気呼吸用以外のものは容器則・細目告示に規定されており、基準は作成していない。

●基準の名前は再考してほしい。

●KHK基準は法的拘束力・強制力はあるのか。都道府県知事によっては告示のみ実施していればよいと言うところもある。

→KHKSに強制力はない。関係者総意の下作成し、お使いいただくことが根本にある。

(2) 本改正作業は分科会を設置せず、事務局が案を作成し本規格委員会で審議していただきたい旨事務局が補足し、了承された。

## 11. 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準及びFRP複合容器再検査基準の廃止について

(1) 事務局が資料14-1-1及び14-1-2に基づき溶接アルミニウム合金製容器再検査基準及びFRP複合容器再検査基準の廃止について説明を行った。主な質疑内容は以下のとおり。

●委員会開催に当たって事前に送付された資料14-1を見ると全ての事項が省令・告示等に移行されたとはいえない。移行されなかった項目について不要であることを説明してほしい。この理由を確認しない状態では廃止を判断できない。

→事務局として、規定されていたがごく当たり前のことを規定している等の理由により不要と考えた。

●FRP複合容器再検査基準には、附属書に標準容器の基準が記載されている。検査所にて使用されており残すべきではないか。

→本文が不要であるのに附属書だけを残すために改正を行うのは正論ではないと考える。もし附属書を残す必要があるなら、この部分だけを別の基準とする方法やKHKTDにするという方法もあるのでは。

●委員会として、標準容器の基準が必要と考えるなら標準容器に係る基準の移行先を決定して廃止するべきではないか。

→次回委員会で方針を提案する。

●資料14-1は、今日の配付資料から削られているが、表部分は資料として残す必要がある。(資料14-1-1から14-1-3までの別添とする)

(2) 事務局から本件については次回委員会に再提出することとしたい旨発言し了承された。

## 12. 液化石油ガスタンクローリ再検査基準の廃止について

- (1) 事務局が資料14-1-3に基づき液化石油ガスタンクローリ再検査基準の廃止について説明を行った。主な質疑内容は以下のとおり。
- 委員会開催に当たって事前に送付された資料14-1を見ると全ての事項が省令・告示等に移行されたとはいえない。移行されなかった項目について不要であることを説明してほしい。この理由を確認しない状態では廃止を判断できない。
- 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正にあたって、本基準に規定されていた全ての項目を検討し取捨選択を行っており、規定されなかったものは規定する必要の無かったものである。
- (2) 液化石油ガスタンクローリ再検査基準の廃止に係る書面投票の実施について採決を行った結果、出席委員（13名）の過半数（7名）の賛成（満場一致）により可決された。
- (3) 書面投票の期間を15日とすることについて採決を行った結果、出席委員（13名）の過半数（7名）の賛成（満場一致）により可決された。
- (4) 書面投票後実施するパブリックコメントの実施期間を1ヶ月とすることについて採決を行った結果、出席委員（13名）の過半数（7名）の賛成（満場一致）により可決された。

13. 次回委員会は平成18年12月19日（火）10:00から開催することとした。